

事業名：長岡技術科学大学（上富岡町）新福利棟（仮称）整備事業

参加表明書提出に係る質疑事項回答書（２回目）

令和7年7月30日

長岡技術科学大学（上富岡町）新福利棟（仮称）整備事業 質疑事項

番号	分野	記載ヶ所	質疑事項	回答
1	調達案件概要		入札は実施されるのでしょうか。	技術提案書を特定した後、特定された提出者と見積もり合わせを行う予定です。
2	調達案件概要		公募型プロポーザル方式と有りますが、提案金額についての記載項目がありません。工事価格（設計費含む）は要求水準書P4 3. (3) に記載のある本事業費300百万円以内とする条件と考えて宜しいでしょうか。	本事業費（設計業務費（申請等に係る手数料を含む）、工事請負代金、全て税込） については、要求水準書Ⅲ 3（3）に記載のとおりです。
3	説明書	P 2（9）	「当該業務に専念できること」と記載がありますが、専念とはどのような状態でしょうか。 また本事業に影響が出ない程度に他の業務と兼務は可能でしょうか。	そのとおりです。
4	説明書	P 3 7. (2)	「技術提案書の提出者の能力」と有りますが、会社全体を差すとの理解で宜しいですか。	そのとおりです。
5	説明書	P 3 7. (2)	主要業務の実績と有りますが、限定した用途等は有りますか。	ありません。
6	説明書	提出要請者を選定するための 評価内容及び配点	評価内容①携わった立場のうち、現場代理人・監理技術者はどう分類したら宜しいですか。	総括技術者以外の中から選定して下さい。総括技術者又は現場代理人。主任技術者又は監理技術者。と分類して下さい。（別添参照して下さい）
7	説明書	提出要請者を選定するための 評価内容及 添付②	③評価に「各実績①×②の和/3」と記載有りますが、「各実績①+②の和/3」ではないでしょうか。	「提出要請者を選定するための評価内容及び配点」に記載の通りです。 （以下補足です） 【1】 実績毎に、件数の場合には①役割係数に②業務係数を、内容の場合には①業務係数に②用途係数を乗じる。 【2】 【1】において算出した各実績の値を合算し、3で除する。
8	説明書	提出要請者を選定するための 評価内容及び配点	③評価に「業務実績ごとに①と②を掛け合わせたもの」と表記有りますが①と②を足したものではないでしょうか。	「提出要請者を選定するための評価内容及び配点」に記載の通りです。 （以下補足です） 【1】 実績毎に、件数の場合には①役割係数に②業務係数を、内容の場合には①業務係数に②用途係数を乗じる。 【2】 【1】において算出した各実績の値を合算し、3で除する。

以下が2回
目の回答で
ある

9	説明書	提出要請者を選定するための 評価内容及び配点	配点の計算例として添付③の計算方式で考えて宜しいでしょうか。	責任の所在が不明確になる恐れがあるため、回答できません。前述の回答を含め、計算 して下さい。
10	説明書	参考 1	6設計の主要業務等の実績等（4）（5）（6）（7）（8）（9）と7建設工 事の主要工事等の実績等（3）（4）（5）（7）（8）は統括技術者と同一物 件で宜しいですか。	そのとおりです。
11	説明書	競争参加資格及び求める業務 実績 2.（1）	求める業務実績（同種・類似）について学校施設と有りますが、BTO方式 またはD B O + D（Demolish・解体）物件を含めても宜しいでしょうか。	そのとおりです。
12	調達案件概要		技術提案書を特定された提出者と見積もり合わせとの事ですが、特定者は 1 者のみでしょうか。	そのとおりです。
13	調達案件概要		上記が複数社の場合、見積もり合わせの価格のみで契約先を選定すると考 えて宜しいですか。	No12の回答のとおりです。
14	調達案件概要	2.（1）	求める業務実績（同種・類似）について学校施設と有りますが、B O T 方 式の物件を含めても宜しいでしょうか。	そのとおりです。
15	競争加入者心得		親会社と子会社、若しくは親会社等を同じくする子会社同士のグループ会 社間の入札参加制限は有りますか。	説明書 6.（13）を追記しました。（別添参照）
16	説明書	提出要請者を選定する ための評価内容及び配点 （経験）	経験年数による評価基準が有りますが、経験年数とは対象業務に携わった 時点から起算した年数と考えて宜しいでしょうか。	技術者の基準を満たす資格を取得した時点から起算した年数です。

長岡技術科学大学（上富岡町）新福利棟（仮称）整備事業

説 明 書

「長岡技術科学大学（上富岡町）新福利棟（仮称）整備事業」に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

記

1. 公示日 令和7年7月22日
2. 契約事務等責任者 国立大学法人長岡技術科学大学 契約担当役 事務局長 上地 義夫
3. 担当部局 長岡技術科学大学施設課総務係
〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町1603-1
Email: nut-sisetu@jcom.nagaokaut.ac.jp
電話：0258-47-9232 F A X：0258-47-9030
4. 事業概要
 - (1) 事業名 長岡技術科学大学（上富岡町）新福利棟（仮称）整備事業
 - (2) 事業内容 （上富岡町）新福利棟（仮称）（平屋建て、500㎡程度）の新営に係る設計及び施工
 - (3) 履行期限 令和9年1月15日（金）
ただし、実施設計図、積算類、計画通知書等の行政申請書類については、令和8年5月1日（金）までに完成させて確認を受けること。
 - (4) 本事業は、工事の目的物の設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式による事業である。ただし、工事監理業務は除く。
 - (5) 本事業は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適なものを特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
 - (6) 本事業の詳細説明は、別添の要求水準書等によるものとする。
 - (7) 本事業においては、参加表明書等の提出、入札等を電子入札システムあるいは電子メールで行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
5. 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
参考1「参加表明書作成要領」及び参考2「技術提案書作成要領」のとおり。
6. 技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしている者であること。
 - (1) 参加希望者は、以下の基本的要件を満たすこと。
 - ① 参加者は、単独企業又は設計にあたる者（以下「設計企業」という。）と建設にあたる者（以下「施工企業」という。）による複数者で構成するグループ（以下「プロポーザル参加コンソーシアム」という。）を結成し参加すること。
 - ② 参加者は、参加企業又はプロポーザル参加コンソーシアムの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、プロポーザル参加コンソーシアムで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が手続を行うとともに、大学との対応窓口となること。

- ③ プロポーザル参加コンソーシアムで申し込む場合の代表企業は、施工企業が担当するものとし、施工企業が共同企業体の場合にあっては、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とする。
- ④ 参加者は、参加企業又はプロポーザル参加コンソーシアムの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託することを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明時において協力会社として明記すること。
- ⑤ 参加企業又はプロポーザル参加コンソーシアムのうちから、事業全体を総括する者（以下「総括技術者」という。）を配置すること。
- （２）国立大学法人長岡技術科学大学契約事務取扱細則第１２条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （３）文部科学省における令和７・８年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格において、「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
- （４）文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成１３年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和７・８年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記２の等級が、Ａ等級・Ｂ等級又はＣ等級の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
- （５）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）及び（３）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （６）経営状況が健全であること。
- （７）不正又は不誠実な行ないないこと。
- （８）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- （９）次に掲げる基準を満たす技術者を各１名配置できること。

①設計業務

- ・総括技術者：一級建築士の資格を有すること。自社に所属する者であること。事業全体を総括すること。当該業務に専念できること。
- ・主任技術者（建築（意匠）担当）：一級建築士の資格を優先する。当該業務に専念できること。
- ・主任技術者（建築（構造）担当）：一級建築士の資格を優先する。当該業務に専念できること。
- ・主任技術者（電気設備担当）：一級建築士又はこれらと同等以上の資格を優先する。当該業務に専念できること。
- ・主任技術者（機械設備担当）：一級建築士又はこれらと同等以上の資格を優先する。当該業務に専念できること。

なお、「これらと同等以上の資格」とは、建築設備士、技術士（電気設備若しくは機械設備に関する専門分野に限る）とする。

かつ、これらの者については、参考１「参加表明書作成要領」に示す同種業務又は類似業

務の実績を有すること。

ただし、総括技術者は、建築分野に限り主任技術者と兼務することができる。

②施工業務（技術者の配置については、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条による。）

・現場代理人及び監理技術者：一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を優先する。当該業務に専任できること。

かつ、これらの者については、参考1「参加表明書作成要領」に示す同種工事又は類似工事の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

- (10) 参加表明書の提出期限の日から技術提案書特定の日までに、国立大学法人長岡技術科学大学又は文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (11) 参加表明書の提出期限の日から技術提案書特定の日までに、国立大学法人長岡技術科学大学及び文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下、「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（イ） 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（ロ） 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（イ） 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（i） 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ii） 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（iii） 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

（iv） 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
 - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合（経常建設共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

7. 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

(1) 担当予定技術者の能力

①設計業務

資格及び経験、同種又は類似の業務の実績

②施工業務

資格及び経験、同種又は類似の工事の実績

(2) 技術提案書の提出者の能力

①設計業務

技術者数・技術力、主要業務の実績、同種又は類似の業務の実績、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

②施工業務

技術者数・技術力、主要業務の実績、同種又は類似の工事の実績、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

(3) 業務の実施方針

業務内容の理解度、業務方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性

(4) 課題についての提案

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

課題1 狭隘な敷地条件での設計及び施工上の配慮事項について

課題2 共創交流に寄与するイノベーションコモンズ（共創拠点）の実現に向けた整備計画について

課題3 温室効果ガスの排出量削減について

(5) 技術提案書を特定するための評価基準の詳細は参考2：技術提案書評価基準による。

8. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 担当予定技術者の能力

①設計業務

資格及び経験、同種又は類似の業務の実績

②施工業務

資格及び経験、同種又は類似の工事の実績

(2) 技術提案書の提出者の能力

①設計業務

技術者数・技術力、主要業務の実績、同種又は類似の業務の実績、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

②施工業務

技術者数・技術力、主要業務の実績、同種又は類似の工事の実績、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

(3) 業務の実施方針

業務内容の理解度、業務方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性

(4) 課題についての提案

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

課題1 狭隘な敷地条件での設計及び施工上の配慮事項について

課題2 交流に寄与するイノベーションコモンズ（共創拠点）の実現に向けた改修計画について

課題3 温室効果ガスの排出量削減について

(5) 技術提案書を特定するための評価基準の詳細は参考2：技術提案書評価基準による

9. 公示の写し 掲示のとおり

10. 契約書作成の要否等 要

11. 契約代金の支払

契約代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき、実施設計完了後、工事着工後、事業完了後の段階に応じて、各段階に要する金額以内の額について3回以内に支払うものとする。

なお、実施設計完了後の請求については設計業務に係る契約代金額以内の額とする。また、工事着工後の請求については、契約代金額のうち設計業務に係る契約代金額を除いた額の10分の4以内の額とする。

12. 参加表明書の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和7年7月22日（火）から令和7年8月1日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日9時00分から12時00分、13時00分から16時00分まで（最終日は12時00分まで）。

②提出場所 記3. に同じ。

③提出方法 「文部科学省電子入札システム」あるいは電子メール添付により提出する。

④提出部数 1部

なお、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合も同様とする。

13. 提出要請者の選定

(1) 参加表明者が、記6. に掲げる資格を満たしているか否かの確認を、記12. の提出期限の日を基準日として行う。

(2) 記6. に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記7. に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）を選定する。選定の結果は、「文部科学省電子入札システム」あるいは電子メールにより令和7年8月8日（金）までに通知する。

14. 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。

(2) 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和7年8月20日（水）12時00分

ただし、日曜日、土曜日及び祝日は受け付けない。

②提出場所 記3. に同じ。

③提出方法 「文部科学省電子入札システム」あるいは電子メール添付により送信する。

(3) 非選定理由に対する質問書への回答期限及び方法

①回答期限 令和7年9月3日(水)

②回答方法 質問回答書を送信する。

15. 提出意向確認書及び技術提案書の提出期限、場所及び方法等

(1) 記13. (2) の通知により選定された者は、令和7年8月8日(金)から令和7年8月20日(水)12時00分までに提出意向確認書を「文部科学省電子入札システム」あるいは電子メール添付により提出すること。

(2) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和7年8月21日(木)から令和7年9月3日(水)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日9時00分から12時00分、13時00分から16時00分まで(最終日は12時00分まで)。

②提出場所 記3. に同じ。

③提出方法 「文部科学省電子入札システム」あるいは電子メール添付により提出する。

④提出部数 1部

なお、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合も同様とする。

(3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

16. 技術提案書の特定

(1) 技術提案者が、記6. に掲げる資格を満たしているか否かの確認を、記15. (2) の提出期限の日を基準日として行う。

(2) 記6. に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記8. に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。なお、特定した技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。

(3) 特定の結果は、書面により通知するとともに、特定した技術提案書(参加表明書を含む。)及び技術提案書が特定された者を閲覧により公表する。

(4) 閲覧の開始及び場所

①閲覧開始 令和7年10月7日(火)から。

②閲覧時間 日曜日、土曜日及び祝日を除く9時00分から12時00分、13時00分から16時00分まで。

③閲覧場所 記3. に同じ。

17. 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 技術提案書を特定されなかった者は、書面(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。

(2) 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和7年9月25日(木)12時00分

ただし、日曜日、土曜日及び祝日は受け付けない。

②提出場所 記3. に同じ。

③提出方法 「文部科学省電子入札システム」あるいは電子メール添付により送信すること。

(3) 非特定理由に対する質問への回答期限及び方法

①回答期限 令和7年10月3日(金)

- ②回答方法 質問回答書を「文部科学省電子入札システム」あるいは電子メールにより送信する。

18. 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 説明書（要求水準書等を含む）に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。
- (2) 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法
- ①提出期限 令和7年8月18日（月）12時00分
ただし、日曜日、土曜日及び祝日は受け付けない。
- ②提出場所 記3. に同じ。
- ③提出方法 「文部科学省電子入札システム」あるいは電子メール添付により送信する。
- (3) 説明書に対する質問回答書の閲覧期間及び場所
- ①閲覧期間 令和7年8月25日（月）から令和7年9月2日（火）まで。
- ②閲覧場所 長岡技術科学大学ホームページにより閲覧に供する。
【長岡技術科学大学トップページ>大学案内>情報公開>公告・調達に関する情報>工事等関連情報】

<https://www.nagaokaut.ac.jp/outline/disclosure/publication-notice/construction/index.html>

19. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者負担とする。
- (3) 契約保証金 納付
ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の無効等
- ①参加表明者が他の参加表明者の協力事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
- ②参加表明書及び技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合はこれを無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定がされていた場合はこれを取り消す。
- ③参加表明書及び技術提案書が次の条件の一に該当する場合は、失格となることがある。
- ア. 参考1「参加表明書作成要領」又は参考2「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
- イ. 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
- ウ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ. 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ. 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 当該事業に直接関連する他の業務の契約を当該事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3. に同じ。
- (8) 参加表明書及び技術提案書は、返却しない。ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。

- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。
ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由があると認めた場合を除き変更することはできない。なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 提出要請者の選定及び技術提案書の特定のその他の手続に不服がある者は、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
- (14) プロポーザル方式の趣旨に鑑み特定された技術提案書の内容が本事業の実施条件になるものではない。
- (15) 特定した技術提案書に記載の提案内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、要求水準書に明記することとする。